

指名停止業者一覧表

No.	業者名	指名停止期間		適用条項	区分	指名停止理由	決定日
1	京葉ガスエナジーソリューション株式会社	令和7年7月30日	～ 令和8年7月29日	12ヶ月 第2条第1項 別表第2の6 (公契約関係競売等妨害又は談合)	指名停止	当該業者の元使用人は、千葉県企業局が発注した配水管整備工事の入札に関し、令和5年12月に予定価格を同局職員から得て公正を害すべき行為をしたとして、令和7年7月3日、公契約関係競売入札妨害容疑で千葉区検察庁から起訴された。	令和7年7月29日
2	日本交通技術株式会社	令和8年1月8日	～ 令和8年7月7日	6ヶ月 第2条第1項 別表第2の5(独占禁止法違反行為)	指名停止	当該業者は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務における入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和8年1月6日
3	株式会社岡田新一設計事務所	令和8年3月31日	～ 令和8年7月30日	4ヶ月 第2条第1項別表第1の2(過失による粗雑事業)	指名停止	当該業者は、市発注の「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設新築工事監理業務委託」の完了後、令和7年2月21日に発生した地下1階床下ピット内汚水流出事故の原因について、当該業者が事故のあった箇所の部材の使用にあたり検討を怠ったため、不適当な部材が使用されたためであることが判明した。	令和8年3月31日
4	日本ハイウェイ・サービス株式会社	令和8年5月27日	～ 令和8年11月26日	6ヶ月 第2条第1項 別表第2の5(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項	指名停止	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為(不当な取引制限の禁止)を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和8年5月27日
5	株式会社クリーン工房	令和8年5月27日	～ 令和8年6月26日	1ヶ月 第2条第1項 別表第2の11 (その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与したとして、令和8年3月27日、公職選挙法違反でさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。	令和8年5月27日